

峰崎直樹君 きょうは三人の先生方大変ありがとうございました。

私は、国会議員になってまだ二年少してございますけれども、公聴会というものを本当に充実させていくためには、従来ともすればこの公聴会がいわゆる予算であれば採決の前提だというように国会対策の手法に使われていることについて大変憤りを持ってまいりました。今回も、できる限り早く先生方の御意見、陳述をお聞きして、そして今後の税制改正の論議に役立てていきたいということで、私も大変きょうの三人の方の陳述には啓発を受けた点がたくさんございます。

しかも、私この税制改革に与党のプロジェクトチームの一員として参加をさせていただきました。先ほど来の陳述を受けて、内心本当にここまで高く評価していただいているのかなと思うような点もあるわけですが、大変参考になったということは冒頭申し上げて、早速内容に入っていきたいと思います。

最初に、神野先生からお聞きしたいと思います。

今度の税制改革の内容を大変高く評価をさせていただいておるわけですが、先生が「説経通信」の中で、今回の要綱に「活力ある福祉社会」という言葉が出て、昨年十一月あるいはこの六月の政府税制調査会の「活力ある高齢化社会」から一步離れて内容が少し変わってきておると。これについて、実は私も十分その合意というものを意識したかどうかというのは、改革案をつくる過程ではそれほど議論しなかったように思うんですが、先生がこの点を高く評価されている点について改めて意見があればお聞きしたいと思います。

公述人（神野直彦君） 先ほど来、私はあえて高齢化社会という言葉を使っておりません。それは余りに長生きをして申しわけありませんでしたというふうなことを言わせるような表現が最近社会の中で蔓延しておりますので、世代間の問題というのはこれはもともと愛情で、つまり市場で行ってきたことではなくて愛情によって移転されてきたものなんですね。それを公共サービスで振りかえていくわけですから、これは全く損得勘定、いわば経済学の方ではどうしても損得計算をする人間を前提に、つまり、いわばコンピューターのように損得勘定を一瞬にしてやるような人間を前提にしておりますけれども、実際の財政というのは、先ほど来お話しのように政治の問題、つまり生身の生きている人間を相手にしているわけですので、できるだけそういった面も配慮すべきだということを考えているからであります。

それと同時に、これからの社会というのは単に高齢者がふえていくということだけが問題なのではなくて、女性が社会的に進出をしていくとか家族形態が変わっていくとか、そういう大きな経済社会の変化の中で高齢者がふえていくということが問題なんですね。例えば、少子・高齢化社会というのが問題だというふうに言われますけれども、それでは多

子・低齡化社会のときも、これまでの高齢者の皆さん方は多くの子供たちをお育てになって苦労されてきているわけでありまして、その点を考えますと私たちは、これからさまざまな形で家族や地域社会が変わっていく、サービスが変化していくんだ、単に高齢者の人たちのためだけに社会が動いているんじゃないんだということを強調しているのではないかということを読みまして、そのように表現をさせていただいた次第でございます。

峰崎直樹君 今の神野先生のお話を聞いていて、私もそういう意味で今時代が大きく変わってきているということを感じていますが、その際にいわゆる地方自治体の果たす役割がふえてきているということもまた事実だと思うんです。

実はもう一つ、まあ政府という意味で言えば中央政府も地方政府も一つの政府だろう。そうすると官と民という役割を考えたときに、結果的に福祉の充実だということで国レベルでそれがなかなか画一的なものは難しいから地方自治体に移る、しかし地方自治体についてもそれはやはり官は官ではないかなと。その際、我々が見落としからなのは、官といわゆる民との間に公共空間といいますか、従来家庭でやっていたこと、あるいはヨーロッパでは教会がやっていたこと、そういったような事ごとを実はボランティアであるとかNPOというふうに申し上げていいと思うんですが、そういう分野における活動が非常に求められているし現に動き始めているように地域社会で私は見ているんです。

これらについての対応として、もっとやはり税制上の優遇措置といったものが充実されてしかるべきではないかなというふうに私自身思うんですが、その点、神野先生、もし意見があったらお願いします。

公述人（神野直彦君） お答えいたします。

ただいまの御質問は、単に公私の区分だけではなくて、これまでそういうさまざまな社会的なサービスというのは中間組織によって支えられていたのであって、そういうノンプロフィットインスティテューションとか教会とか、さまざまな中間組織に対しても考慮すべきじゃないかというお話だろうというふうに考えますが、そのとおりでありまして、そういう中間組織というものが拡大して、それが社会を支えていくというふうにならなければならぬし、そうした中間組織の活動を政府ができるだけ支援していくというシステムを考えていく必要があるだろうと私も思います。それを税制でやるということも一つの手かどば存じますし、他の手段もあるかと思いますが、そういうことを支援していかざるを得ないというのはおっしゃるとおりだと存じます。

峰崎直樹君 林先生にお聞きしたいことがたくさんあるわけですが、指摘された中に資産課税について今後どのような方向を打ち出すべきかということについての御指摘がなかったように思うわけですが、この資産課税についての御見解があればぜひお聞きしたいと思います。

公述人（林宜嗣君） お答えいたします。

時間の都合上割愛をさせていただきましたけれども、私自身は消費課税へのウエートのシフトを一方で提言をしております。したがって、それとペアになって要求しなきゃならないことは資産課税の強化でございます。

先般、土地問題が起こりましたときに、相続税が非常に負担がふえて、そのために相続税の減税をすべきであるという声が出ました。しかしながら、私自身は、これは逆の方向でありまして、土地問題を解決するとかあるいは消費税へのウエートをシフトさせていくということであれば、私は相続税を初めとした資産課税の強化、これはぜひ進めなければならぬということではないかと思っております。

峰崎直樹君 私も、資産課税をもっと強化をしなきゃいけないし、ことしから実は相続税の問題も緩められたことはどうもこれは時代に逆行してやしないかというふうに考えている一人でございます。

その点はまた別にして、経済活力と税制の関係でちょっとお話を聞いてみたいわけですが、いわゆる所得税と消費税、あるいは直接税と間接税というふうに分けていいんでしょうが、特に消費税の方が経済活力ということ考えたときに経済に与える、ある意味では中立性といいますか効率性といいますか、そういった点で望ましいというふうにお考えなんでしょうか。つまり、いわゆる所得税重視よりも消費税重視の方が望ましいかどうかという、その点についての林公述人の御意見をお聞きしたいと思えます。

公述人（林宜嗣君） お答えします。

所得税の場合に、私は累進所得税を前提として議論をしなきゃならないだろうと思えます。そういう場合に、一つはやはり勤労意欲の阻害。実は、これはサラリーマンの場合に本当に勤労意欲が阻害されるのかといったようなことがございますけれども、労働者はサラリーマンだけではないわけでありまして、例えば医師の方も、もし所得税がどんどん高くなるときにひょっとすると診察時間を短縮するとか、こういうようなことがあっては困るのではないかということが一点。

それから、今後高齢化が進んでまいりますと貯蓄率がやはりこれは低下せざるを得ない。日本の貯蓄率は非常に高いというぐあいに言われておりますけれども、しかしながらこの貯蓄率の高さというのは年齢構成がまだ比較的若いということでございます。今後高齢化が進めば必然的に貯蓄率というのは低くなる。このことがいわゆる成長阻害要因になる可能性がございます。

したがって、消費税と所得税を比較した場合に、これは理論的な話でありますけれども、所得税は利子に対して二重課税となる。したがって、貯蓄抑制型であるといったような点からいたしまして、消費税の方が成長あるいは経済活力増進型である、このように

私は理解をしております。

峰崎直樹君 先ほどちょっとお聞きしたときに、サラリーマンの方々、非常に重税感と
いいですか、そういうものを持っているということなんですが、林公述人、今日本の給与
所得というのは国際的に見て高いと思われませんか低いと思われませんか、いわゆる負担の度
合いから見てですね。

公述人（林宜嗣君） お答えいたします。

国際比較をした場合には、私は低い部類に日本は属しているんじゃないかと思います。

ただ、負担感というのが絶対的な税負担感と、それから隣を見てどうして同じような生
活水準なのにあの人は税が少なくて済んでいるんだらう、そういう相対的ないわゆる税の
負担感、公平感といいたいまいしょうか、こういうことによって生じる重税感というものもある
のではないかというぐあいに思います。

峰崎直樹君 その点をちょっとお聞きしたいと思ったんです。

これは神野公述人にお聞きしたいんですが、いわゆるシャウプへの回帰ということで、
非常に所得税についての評価、私自身も公平性ということが観点として重要だと思うん
ですが、今ありました公平感という観点ですね。クロヨンであるとか、あるいは表現とし
ては同じですが、トーゴーサンピンであるとか、あるいは同じ所得税の中ではいわゆるフリ
ンジベネフィットと言われる形での公平性の阻害要因というものができておるんですが、
こういった点についてどのようにお考えになっておるか、現行所得税の欠陥という点につ
いて。

公述人（神野直彦君） お答えいたします。

現在の所得税の欠陥として、今制度的に、例えば先ほど石先生がおっしゃったような総
合課税化されていない、これはFRINGEベネフィットを含めて包括的な所得税になってい
ないという欠陥はどうしても否めないと思います。

それから、今おっしゃった税務行政上のトーゴーサンピンとかクロヨンとかというふう
に言われていることは、私はそれは少し大げざ過ぎるというふうに思います。というのは、
日本の国税庁の方々も私のところに勉強しに参りますけれども、日本の国税庁というのは
世界的に見ても非常に優秀な方たちが意欲を持ってやられておりますし、それから例えば
トーゴーサンピンのピンというのは、御存じのように政治家の方々を意味しているわけ
ですね。政治家の方々が一割しか税金を納めていないなんてことはとても信じられない話だ
と思います。

それで、よく言われることはトーゴーサンピンとかクロヨンとかと言われているうちの、
仕入れと売り上げがきちんと押さえられていないからだという問題になるかと思うんです

が、それがもしも押さえられていないと、それは消費税でもやっぱり押さえられないということになりますね、仕入れと売り上げは。仕入れと売り上げが押さえられて所得が課税されていればできる。

それから、所得は絶対にきちんとつかまえてはダメです、所得税をやるやらないにかかわらず。というのは、私どもの奨学金もかかれますし、そのほかの社会保障制度をやる場合に、どうしても所得というのはきちんとつかむ必要があるんですね。ですから、これは理由のいかんを問わず、税務行政上難しいから放棄するというわけにはいかない税金だと思います。

峰崎直樹君 最後に指摘された点は、先日私も大蔵委員会で、私自身の乏しい経験で奨学金を受けるときの所得の不公平というのを大変憤りを持って感じたわけでございます。

時間がないので、最後に石先生にお聞きしますが、納審制が入るまでの間、この資産課税のあり方ですね、今のままでいいんでしょうか。いわゆる利子課税についても今二〇%の源泉分離とか、あるいは配当の問題についてもそうでありますが、そういった資産課税、ストックの面では財産税というような提起がございましたけれども、フローの面で本当に納審制、これでも二十一世紀の初頭と言っているんですが、その間もし何かこういう改正をしたらいいぞということがあれば、石先生の方からお聞きしたいと思います。

公述人（石弘光君） 簡単にお答えいたします。

私は納番がありませんと総合課税は無理と考えておりますので、現行の利子、キャピタルゲインの分離課税、これはやむなしと見ております。そういう意味では、納番の導入時期まではちょっと手が打てないのではないかと考えております。

峰崎直樹君 どうもありがとうございました。